

環境目標 1～環境目標 6 施策・取組内容

基本目標 1 安全	安全で健全かつ快適な環境のまちづくり
----------------------	---------------------------

大気や水、土壌などの生活環境が安全に保ててこそ、私たちは、安全で健全かつ快適な暮らしが営めます。

その安全、健全な環境は、事業活動の中で、法的に定められている基準を守り、また、新たに発生した課題については、科学的な知見により、柔軟に対応していくことが求められています。さらに、暮らしの中で、ごみのポイ捨てや生活騒音の発生に気を付けることや空き地の管理など、一人ひとりがマナーを守ること、また、互いに思いやりながら、暮らしていくことで、快適な環境が形成されます。

そのため、大気、水質などの状況を引き続き監視し、公害発生の未然防止に努め、苦情等については迅速かつ適切に指導を行い、また、情報収集・提供に努め、市民がより快適に、また、健康で安全な暮らしができるようにします。

●環境指標について●

<目標値を設定する指標について>

項目	目標値
大気に関する環境測定データ (二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント)	環境基準値以下
公共用水域水質(BOD 年平均値)	環境基準値以下

<経年変化を把握する指標について>

項目
分野別苦情件数(騒音・振動・悪臭・不法投棄・野外焼却)

●施策について●

(1). 良好な地域環境(大気・水質・土壌など)の継承

① 大気・水質・土壌などのモニタリング・保全

- 大気観測や水質測定を継続的に実施し、異常がある場合は県と連携して必要な対策を講じます。また、環境基準等の適合状況を把握するとともに、適切な情報公開を行います。

② 発生源(大気・水質・土壌汚染・騒音・振動)への指導・監視

- 関係法令に基づく届出や規制基準、環境基準の適合等、指導や周知を行います。工場や事業所、家庭等が発生源となる汚染に対し、県等の関係機関と連携し適切な指導等を行います。

③ 化学物質対策や新たな環境リスク対策の実施

- アスベストや水銀及びダイオキシン類対策並びにPCB廃棄物などの産業廃棄物の適正処理に関する指導・助言により飛散及び漏洩等を未然に防ぎます。
- 兵庫県とともに、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(P-RTR法)の的確な運用を図り、事業者の化学物質に対する自主管理体制の改善を促進します。
- 新たな環境リスクが発生した場合に、迅速に情報収集するとともに、適切な情報公開を行います。

④ より良い地域環境形成のための取組の実施

- 公共下水道等の普及地域について、水洗化の促進とともに処理施設の適正管理により、公共用水域への放流水の水質管理を徹底します。公共下水道等の計画区域外については、浄化槽(合併処理浄化槽)の設置、適正な管理及び清掃、みなし浄化槽(単独処理浄化槽)から浄化槽への転換など、県や一般社団法人兵庫県水質保全センター等の関係機関と連携を密にし、普及啓発や適切な指導を行います。
- 大気汚染防止のため、低公害車等の導入支援を行います。また、公共交通機関等の利用促進を行います。
- 農業に由来する水質について、化学合成農薬や化学肥料の適正使用を指導することにより環境への負荷低減を図ります。

(2). 快適な生活環境の保全

① 環境衛生美化や不法投棄・野外焼却対策の推進

- ペットのふんの放置やポイ捨て等、環境衛生上不適切な行為に対し、西脇市保健衛生推進委員会等との協働による市民のマナー向上など啓発、指導を行います。また、自治会やボランティア組織による美化活動を推進し支援します。
- 西脇市保健衛生推進委員会や西脇警察署等の関係機関との連携を密にし、不法投棄や野外焼却禁止の周知により未然防止を図ります。早期発見、早期通報体制を検討し、行為者への指導を図ります。また、不法投棄されやすい場所等への不法投棄防止柵の設置など、土地の適正管理を指導します。

② 空き家・空き地の適正管理の指導

- 空き家の老朽化や空き地の雑草繁茂による周辺景観の悪化、害虫の発生、火災の発生や不法投棄の防止のため、所有者等に対し適切な指導を行います。

③ 魅力的で健全な都市景観形成の推進

- まちなかで快適に過ごすことができるよう、気候変動への影響を軽減するため、まちなかでの暑熱対策等を推進するとともに、市民・事業者への普及啓発を進めます。
- 「しばざくら通り」や「レントン通り」のような、ゆとりやうるおい、やすらぎなどを感じることができる本市の魅力あるまちなみ景観や公共空間の形成を推進します。
- 全ての市民が安心かつ快適に利用できる生活空間として交通施設などのバリアフリー化を事業者に働きかけます。また、住宅や公共施設等におけるバリアフリー化を進め、安心して利用できる公共空間づくりの普及に努めます。

コラム 暑熱対策の取組 ミスト設置

●市民・事業者の取組について●

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の野外焼却は行いません。また、例外規定により行う焼却行為であっても、周辺に十分配慮して行います。 ・ 近隣への迷惑となるような生活騒音や振動、臭いは出さないようにします。 ・ 下水道等の使用について、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の適量使用等を遵守します。 ・ 浄化槽の保守点検、清掃など維持管理を適正に行います。 ・ ごみの不法投棄は絶対にしない・させないとともに、情報提供や監視に努め、地域での撲滅活動にも取り組みます。 ・ 不法投棄されないよう所有地の草刈り等、適正な管理を行います。 ・ ペットのふんの始末などの飼育マナーや、ごみのポイ捨てをしないなどモラル向上を図ります。 ・ 自宅周辺の清掃や地域全体での清掃活動などに取り組みます。 ・ 自家用車の利用を極力控え、近くへは徒歩や自転車、遠方へは公共交通機関を利用するように心掛けます。 ・ 自家用車の買換え時には、低公害車の購入に努めます。 ・ 住宅建築等を行う場合は、将来の安全安心な生活環境づくりのため、住宅等のバリアフリー化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令に基づく届出や規制基準、環境基準の適合等を遵守し、良好な環境形成に努めます。 ・ 苦情や通報に対しては迅速に対応します。 ・ 下水道等への排水基準を遵守し、除外施設等を設け、管理します。 ・ 化学合成農薬や化学肥料は適正に使用します。 ・ 廃棄物は適正に処理・処分(排出者責任による処理、委託処理は最終処分まで管理など)し、違法な廃棄物処理や野外焼却はしません。 ・ ごみの不法投棄は絶対にしない・させないとともに、情報提供や監視に努め、地域での撲滅活動にも取り組みます。 ・ 事業所周辺や地域での清掃活動に協力します。 ・ 事業用車両の買換え時には、低公害車を購入するようにします。 ・ 周辺景観に調和した建築物の建築に努め、違法な屋外広告物の設置は行いません。 ・ 店舗等のバリアフリー化など兵庫県福祉のまちづくり条例に適合する建物とします。 ・ 開発などに当たり、埋蔵文化財と思われる物が出土した場合は、市等の関係機関に速やかに連絡します。

基本目標 2 循環	環境への負荷が少ない循環型のまちづくり
----------------------	----------------------------

私たちの生活は、資源やエネルギーを大量に消費することによって社会経済が発展し、豊かで便利な生活を送ることができるようになりました。しかし、限りある資源を活用しながら、環境の恩恵を将来の世代に受け継いでいくためには、「大量生産・大量消費・大量廃棄」のライフスタイルを改め、廃棄物等の発生を抑制し、ライフサイクル全体で資源を徹底的に循環利用し、また、適正な処分が確保される、環境への負荷が少ないライフスタイルを目指していくことが求められています。

また、近年、「食品ロス」や「海の生態系へのプラスチックごみが及ぼす影響の懸念」、「災害廃棄物処理体制の構築」など、資源循環に関する新たな課題も顕在化しています。

そこで、廃棄物の発生・排出の抑制を推進し、大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルや社会経済活動から廃棄物を出さない環境づくりを推進するとともに、これまで廃棄物として処理していたものの再資源化による有効活用を推進し、再資源化ができないものについては、適正処理をすることにより環境へ負荷を与えないようにします。

また、発生する新たな課題と向き合い、市、市民、事業者と連携を図り、新たな社会形成に向けて取り組みます。

●環境指標について●

<目標値を設定する指標について>

項目	目標値 ※
1人1日当たりのごみ排出量(集団回収除く)	5.9%減
資源化率	30.3%増
1人1日当たり燃やすごみ量	13.7%減
最終処分量	43.0%減

※基本は、一般廃棄物処理基本計画の設定値(基準年度:2015年度 目標年度:2029年度)を掲載するものとする。

※環境基本計画掲載にあたっては、基準年度を現年度にするなど要相談。

<経年変化を把握する指標について>

1人1日当たりの生活系ごみ排出量(集団回収除く)。(g/人・日)
1人1日当たりの事業系ごみ排出量(g/人・日)

●関連計画●

- ・西脇市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

●施策について●

(1). 3R の推進

① ごみの発生・排出抑制の推進(リデュース)

- 「もったいない精神」による発生抑制と再使用の推進を行います。具体的には、三きり運動の推進、マイボトル、マイ箸、マイコップの持参、リユースへの取り組み、不用品の交換等を推進します。
- 環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入するグリーン購入を促進します。
- 事業系ごみの減量、資源化の推進を行います。また、市役所は率先して減量・資源化に取り組みます。
- ごみの減量・資源化を促す情報発信を行います。

コラム 三きり運動

② 再使用の推進(リユース)

- 西脇多可行政事務組合みどり園リサイクルプラザ「再生処理ルーム」「Rショップ」での不用品交換・修理・販売等を行います。
- イベント等でのリユース食器の使用促進やフリーマーケット、リユースショップの利用促進など国、県、民間事業者等の再使用の推進(リユース)に向けた取組について情報発信を行います。

コラム お祭り等での リユース食器について

③ リサイクルの推進(リサイクル)

- 自治会やPTA、市民団体等が実施する資源ごみ回収活動を引き続き支援します。
- 許可業者、古紙回収等資源回収業者との事業系ごみの減量・資源化を検討します。

④ 新たな課題への対応

- 食品ロス、マイクロプラスチック等新たな課題に関する情報発信・普及啓発を行うとともに、課題解決に向けた取組を市民、事業者と連携し、検討・実施します。
- コミュニティ生ごみたい肥化設備設置促進制度(仮称)の検討やエコレストラン等認証制度(仮称)の実施(食品ごみを排出する飲食店等の生ごみ資源化推進)など生ごみの資源化を推進します。

コラム 食品ロス/マイクロプラスチックの国内動向(課題)

(2). 廃棄物の適正処理の推進

① ごみ収集・処理体制の充実

- 許可業者と事業系ごみ適正処理について協議を行います。
- 中間処理施設、最終処分場の適正な管理運用を行います。
- 要介護援護者のごみ出し支援について検討します。

② 災害廃棄物対策 ※現在の進捗状況等を確認し、文章表現を要検討

- 許可業者等との災害ごみ収集運搬協定の検討や西脇市地域防災計画に基づく廃棄物処理マニュアルの策定を行います。
- 他自治体との応援・受援協定を行います。

③ 新たなごみ処理施設の整備

- 市民との合意に基づき、環境負荷を低減した、誰もが見学しやすい新たなごみ処理施設の整備を行います。

●市民・事業者の取組について●

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ出しルールを守り、ごみの分別により家庭からのごみを減らします。 ・ 生ごみ「3きり」運動の実践により、家庭から出る生ごみを減らします。 ・ マイバッグを持参し、レジ袋はもらわないようにします。 ・ 使い捨て商品の購入を控える、必要なものを必要なだけ購入するなど、家庭から出るごみを減らします。 ・ リサイクル関連法を守り、再資源化に貢献します。 ・ 地域等での資源ごみ回収に積極的に協力します。 ・ 買い物の際に、環境のことを大切に考えて商品や店を選ぶ消費者(グリーンコンシューマー)を目指します。 ・ “もったいない”の気持ちを持ち、次世代に伝えていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所におけるごみの分別によりごみの減量化や再資源化に取り組みます。 ・ 簡易包装に対する消費者の理解を得ることに努め、ごみになるものの発生を抑制した販売方法を行います。 ・ ゼロエミッションや拡大生産者責任への取組など、環境への負荷低減に努めた製品製造や処理などの事業活動を行います。 ・ 詰め替え商品や繰り返し使える商品、消費者が再資源化に協力しやすい商品の開発や販売に努めます。 ・ リサイクル関連法を守り、再資源化に貢献します。 ・ 地域等での資源ごみ回収に積極的に協力します。 ・ レジ袋有料化を契機に、買い物袋(有料化対象外の買い物袋についても)の発生抑制に努めます。

基本目標3 生物多様性	水、緑、生物等の多様な生態系をはぐくむまちづくり
------------------------	---------------------------------

私たちの生活基盤は、山・田畑・ため池・河川などの自然基盤(地質)やそこに生息する生物群がつくる自然生態系の上に成立しています。

本市は、周囲を山々に囲まれ、加古川、杉原川、野間川をはじめとする水環境があり、人と自然の好ましい関係の中で作り出された水田やため池などの田園地域、里山、森林などの恵まれた自然環境があり、絶滅危惧種をはじめ、ホタルやトンボ、水生植物等の身近な動植物が多様な生態系を形成しています。

一方、豊かな生態系は、食料生産、木材・薪の活用など様々な人の営みによって維持されている自然もあるが、ライフスタイルの変化や人口減少・高齢化社会により、田園地域、里山、森林の維持管理が困難になってきています。

そこで、様々な動植物の生息や生育環境を保全・再生し守り育てていくことにより、豊かな生物多様性を将来にわたって継承し、人と自然が共生し、そこから得られる恵みを持続的に得ることができるようになります。

また、生態系をはぐくむ担い手の育成に努めます。

●環境指標について●

<目標値を設定する指標について>

項目	目標値
森林整備面積	※担当課へ確認
生態系の保全と活用に関する学習への参加者数 ※関連出前授業、学習回数、保全活動への参加者数	前年度より増加

<経年変化を把握する指標について>

西脇ファーマー認定数(累計)
本市における貴重な自然環境(重要な生態系)の選定について (植物群落/単一群落、重要な生態系、自然景観) ※兵庫県版レッドリスト更新時に確認を行う。
緑化活動に取り組むグループ数(累計)

【植物群落/単一群落】

4つの単一群落の植物群落が貴重な群落として選定された。3つは照葉樹林であり、自然公園や保全地域に指定され保全がされている。

ランク	植生のタイプ	場所	植生の種類	保全制度
B	照葉樹林	西脇市中畑町、篠山市今田町本荘・西光寺山	ウバメガシ群落	県立自然公園 市天然記念物
C	照葉樹林	春日神社	コジイ群落	県環境緑地保全地域
C	河辺植生	大河内・加古川・緯度橋上流右岸	アオヤギバナ群落	
注	照葉樹林	市原町・妙覚寺	シラカシ・コジイ群落	県環境緑地保全地域

凡例

Aランク・・・規模的、質的にすぐれており貴重性の程度が最も高く、全国的価値に相当するもの。

Bランク・・・Aランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県の価値に相当するもの。

Cランク・・・Bランクに準ずるもので、市町村の価値に相当するもの。

要注目・・・人間生活との関わりを密接に示すもの、地元の人に愛されているものなど、貴重なものに準ずるものとして保全に配慮すべきもの。

【生態系】

生態系は、次の基準(ア. 希少な動植物がまとまって生育・生息する場、イ. 希少な種に限らず多様な生物群集が成立する場)に該当するものを貴重なものとした。

① 小・中生態系を内包する重要な生態系

小・中生態系を内包する重要な生態系は選定されなかった。

② 重要な生態系

重要な生態系として、北はりま田園空間博物館前の水路の1箇所が選定された。

この水路は津万井地区かんがい排水路であり、加古川本流の津万井堰から通水されている。ここでは二枚貝類の希少種が多産する。魚類では、ヤリタナゴ、ドジョウやコウライモロコが生息するほか、ゲンジボタルも生息している。

【自然景観】

自然景観は、次の基準(「貴重な自然景観※1」「人の暮らしに密接に関わる自然景観※2」)に該当するものを貴重なものとした。

西脇市では「人の暮らしに密接に関わる自然景観」として、4箇所が選定された。1つは自然公園に選定されている山である。3つは寺院や神社に付属する森林で、これらは保全地域に指定され保全されている。

通称名	写真 ※市にあれば	分類区分	ランク	保全制度
金城山		植生・地形	C	県立自然公園
妙覚寺の森		植生	C	環境緑地保全地域
春日神社の森		植生	C	環境緑地保全地域
荘林山荘巖寺の森		植生	C	自然環境保全地域

※1: 視覚的な美しさと緑や自然の質(生態系)との包含概念としてとらえて、景観資源的価値と自然的価値の両面から評価されるもの。

※2: 過去から現在に至る人の営みと自然環境が密接に関係することで形成された景観、歴史的建造物と自然環境が調和している景観など。

凡例

Aランク・・・規模的、質的にすぐれており貴重性の程度が最も高く、全国的価値に相当するもの。

Bランク・・・Aランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県の価値に相当するもの。

Cランク・・・Bランクに準ずるもので、市町村的価値に相当するもの。

要注目・・・その場所の貴重性だけでなく、今後の人の暮らしと自然環境の関係を考える上で重要とみなされるもの。

●施策について●

(1). 生物多様性の保全

① 生物の生育・生息環境の保全

- 市内の様々な地域ごとの生態系を維持するとともに、生物が生息・生育する環境の保全を推進します。
- 森林の計画的整備や県等の関係機関との連携によるシカやイノシシなど野生動物の個体数管理、緩衝エリアを設けること等により被害の軽減を図るとともに、人間が野生動物の生態を理解し、自然環境を保護しながら暮らす方法を実践するなどにより人と野生動物との共生を図ります。
- 国や県の関係機関とも連携し、水路や河川、道路等の整備にあたっては、環境配慮型技術や工法の採用など、動植物の生息に配慮した整備や周辺景観に配慮した整備の検討・実施や民間事業者へ働きかけを行います。

コラム 獣害・対策について(兵庫県の動き)

② 外来生物対策の推進

- 関係機関と連携し、特定外来生物の捕獲に関する取組を推進します。
- 外来生物による在来種への影響、正しい飼育や栽培方法など、適切な取り扱いに関する理解を深めるための情報提供やマナーの普及啓発を図ります。

③ 生物多様性の理解促進・担い手の育成

- 生物多様性の必要性について広く市民に啓発し、市民・事業者・市の協働による自然環境の保全・回復を行います。
- 例えば、生物多様性の意義や価値に対する関心や理解を得ることができる機会や自然とのふれあいの場づくりに地域とともに取り組みます。また、市内の動植物の調査研究活動を積極的に支援し、推進します。

コラム 市内の取組について

(2). 自然の活用と創出

① 田園地域・里山の保全と活用

- 農地の有する食の生産の場や保水機能、生物生息空間、開放的な景観等多面的な機能を保全し、環境学習や環境教育の場としての活用も行います。
- 耕作放棄地の利活用の仕組みづくり(菜の花等資源作物やコスモス等景観作物栽培及び市民農園など)を、地権者等と共に検討し、その取組を推進します。
- 化学合成農薬や化学肥料に頼らない安全・安心な農産物の生産と供給に取り組む環境創造型農業の実践者であるエコファーマーの育成を図ります。
- 地域の農作物の地産地消を推進します。

コラム エコファーマーについて

② 森林の保全と活用

- 森林環境譲与税等の活用により、西脇市森林整備計画に基づき、水源涵養機能、山林災害防止機能などの多面的機能の維持増進を図るため、計画的に植林、保育、間伐など適切な森林整備・森林管理を行います。
- 公共施設の整備や住宅等の建築に際し、地元産木材の利活用を推進するとともに、支援策を検討し、地域産材の活用を推進します。
- 森林への市民・事業者の理解と関心を高めるため、森林組合等とともに流域の小中学生や住民、事業者が森林整備・木材活用に貢献する機会創出を推進します。
- 森林の次世代への継承のため、「地権者」への普及啓発を行います。

コラム 森林環境譲与税について

③ 水辺環境の保全と活用

- 河川、水路、ため池等の身近な水辺環境を保全・再生し、市民の憩いの場や散策の場とします。
- 市民や事業者などの参加による水辺環境保全のための活動や学習会などを推進します。

④ まちの緑化の推進

- 公共施設・公園等の緑化を推進します。
- 西脇市花と緑の協会等とも連携しながら、花いっぱいのもちづくり運動の推進、花・緑の維持管理を行います。また、これらの取組を通じ、緑化活動の組織の育成を行い、活動を支援します。

●市民・事業者の取組について●

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来種の魚や動物を捨てることなく、終生飼育するなどペットの飼い方マナーを守ります。 ・ 動植物をむやみに捕獲、採取したりしないようにします。 ・ 地域の希少動植物の生息や生育状況の把握、保全に努めるとともに、調査に対して協力を行います。 ・ 農業ボランティア、森林ボランティアへの参加や活動支援を行うとともに、地域産農作物や木材を活用します。 ・ 農地の保全と活用に協力します。 ・ エコファーマー等の頑張っている農業者を作物の買い支えや、地域産木材の活用により応援します。 ・ まちづくり活動の一環として、地域住民が協力し、公共施設、駅前広場、遊歩道などが花いっぱいになるよう植栽活動や適正な管理を行います。 ・ 緑化ボランティアなどによる花づくり活動の拡大を目指します。 ・ 庭木やプランター花壇など、住まいに花と緑を積極的に取り入れます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発などを行う場合は、地域の希少動植物の生息や生育状況の把握に努め、生態系に配慮するとともに、調査に対して協力します。 ・ 市民の取り組む動植物の保護活動へ協力します。 ・ 環境創造型農業の取組に努めます。 ・ 農業ボランティア、森林ボランティアへの参加や活動支援を行うとともに、地域産農作物や木材を活用します。 ・ 耕作放棄地や里山の活用や保全について、地元住民・地域との連携を検討します。 ・ 事業所の建物や敷地などにおける屋上緑化、壁面緑化及び植樹帯の整備に努め、適正な管理を行います。 ・ 地域における植栽活動や適正な管理などの緑化活動に協力します。 ・ 開発等においては、周辺環境と調和した緑化を行います。

基本目標 4
気候変動

気候変動への適応及び脱炭素化社会形成に貢献するまちづくり

近年、気候変動の影響による、気温の上昇や熱帯夜・熱中症の増加、豪雨災害や台風による被害など自然災害が顕在化しています。

一方、世界では、2015年にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、「2度℃目標、また1.5℃以内に抑える努力を追及すること」が掲げられるとともに、「今世紀後半までに、温室効果ガス排出量を実質ゼロまで下げる」という目標も掲げられました。

あわせて、これからどんなに温室効果ガス排出量を削減しても(緩和策を推進)、既に気候変動の影響が出始めており、また、将来的に気候変動は起きると将来予測されており、日本でも2018年に”気候変動適応法”が制定されるなど、緩和策だけでなく、「適応策」の両輪で対策を進めていく必要があります。

そのため、化石燃料に過度に依存したライフスタイルを見直す必要があります。しかし、私たちが日常生活・経済活動を行う上で、エネルギーは切り離せないものであるため、出来るだけ合理的なエネルギーの活用をすること、また、再生可能エネルギーへの転換など温室効果ガスの排出削減に向けた柔軟かつ大胆な行動が求められています。

そこで、新たなライフスタイル・ビジネススタイルへの転換促進や、市民、事業者への再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギーの推進、また、気候変動影響への適応を推進します。

●環境指標について●

<目標値を設定する指標について>

項目	目標値
温室効果ガス排出量(総量)	

<経年変化を把握する指標について>

項目
温室効果ガス排出量(部門別・原単位あたり)
再生可能エネルギー導入容量

●施策について●

(1). 再生可能エネルギーの活用

① 再生可能エネルギーの率先導入(市)

- 地域バイオマスや太陽光などの再生可能エネルギーを活用した設備について、学校園など公共施設への計画的な設備導入を推進します。
- 公共施設におけるエネルギー調達において、再生可能エネルギー由来のエネルギーの調達の検討を行います。

② 再生可能エネルギーの導入促進

- 市内の各家庭・事業者などへの太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの普及促進を図るため、設備導入に当たっての支援策を検討し、導入を促進します。
- Re100や再エネ宣言ReActionの取組について普及啓発を行います。

コラム 再エネ調達実践ガイドや再エネ宣言 ReActionの取組について

③ エネルギーの地産地消の調査研究

- 廃棄物資源、未利用農業残差、木質バイオマス資源の賦存量、利用可能量調査、事業化検討の結果を受け、具現化に向けて引き続き検討を進めます。
- エネルギーの地産地消や再生可能エネルギー導入メニューについて、日々新たな情報が発信されていることから、国や県等の施策の情報収集、発信を行い、地域内でのエネルギー地産地消の可能性等について検討します。

(2). 省エネルギーの推進

① 建築物等の断熱性の向上、遮熱対策の促進

- 建築物の断熱性向上(断熱改修や高断熱化)や遮熱性能の向上(ブラインドやすだれ等の普及)が、エネルギーの効率にも寄与することから、普及啓発の実施や取り組みを促進します。
- 遮熱効果がある緑のカーテンを家庭等に普及させ、意識の向上を図ることで、エアコンの使用を抑制し、目に見える形での省エネ対策を行います。また、このことは、建物の緑化推進にもつながることから、環境学習の機会としての普及促進も図ります。

② 高効率機器の率先導入及び導入促進

- 更新期を迎えている機器について、高効率機器の率先導入や市内の各家庭・事業者などの導入促進及び支援を行います。
- 感染症対策を踏まえた新たな生活様式と環境対策を両立させるための方策について普及啓発に努めます。

③ ライフスタイル・ビジネススタイルの転換

- 将来にわたってより良い環境の中で暮らし続けていくためには、全ての主体が地域にある身近なエネルギー源を活用した暮らしを実践し、再生可能エネルギー由来のエネルギー調達や公共交通機関の利用などライフスタイルやビジネススタイルを転換することが重要であるため、関係機関などと協力しながら普及啓発に努めます。
- 西脇市役所地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス削減に取り組みます。
- 各家庭における二酸化炭素削減対策や省エネ対策の取組に当たって、効果的な手法が分からない、取組効果として表れない”つもりエコ”の解消に向け、効果的な省エネ対策などを個別に提案される「うちエコ診断」の受診を促進し、二酸化炭素の削減効果や省エネ効果の可視化を推進します。

(3). 低炭素なまちづくりの推進

① 積極的な公共交通情報の発信等による公共交通利用促進

- 誰もが移動しやすい公共交通ネットワークを構築するため策定された西脇市地域公共交通網形成計画に基づき、公共交通サービスの利便性の向上や利用促進を図ります。具体的には、パーク(サイクル)&ライド(バスライド)の推進や公共交通利用への意識啓発の推進、総合的な公共交通情報の発信などを行います。

② 低炭素モビリティ及びエコドライブの推進

- 自動車利用する場合は、利用者は環境への負荷を低減するためにエコドライブに心掛けるよう普及啓発を行います。
- 国や県等の低炭素モビリティやエコドライブ推進に関する情報を収集し、市民、事業者に発信します。

③ 地産地消の推進(再掲)

- 公共施設の整備や住宅などの建築における地元産木材の利活用や農産物直営所の活用などによる食料の地産地消の取組により、地域で生産された農産物を地域内で加工・流通・消費させ、輸送に伴う温室効果ガス排出量の削減を推進するとともに、経済の地域内循環を推進します。

(4). 気候変動影響への適応

① 適応策に関する情報収集・発信

- 気候変動による影響とその適応策について、市のホームページや広報誌などに掲載して市民・事業者へ情報発信を行います。また、環境教育・環境学習において適応策についての話題提供など普及啓発も図ります。

② 関係機関・庁内連携による適応及び防災対策の推進

- 気候変動により災害が近年増えている為、ハザードマップの普及啓発を行うとともに、災害時の緊急避難場所や防災拠点として、公園や緑地などを活用するために適切な整備・維持管理を市・市民・事業者が連携して行います。
- 水源涵養機能や山林災害防止機能などの多面的な機能を有する森林の維持増進を図るために、計画的に植林、保育、間伐などの適切な森林管理に取り組みます。

● **市民・事業者の取組について** ●

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー設備の導入や調達に努めます。 ・ 再生可能エネルギーなどの学習会に積極的に参加するなど、自発的な情報収集に努めます。 ・ 家電や自家用車の更新時において、省エネ性能も考慮し更新します。 ・ 使えるものは最後まで使うなど、“もったいない”意識を持った行動に努めます。 ・ 節水や省エネ対策に努めます。 ・ 家族団らんを心掛けた生活スタイル(空間や機器をシェアすることで省エネ化)に努めます。 ・ 地球環境問題や気候変動影響に関する知識習得を積極的に行います。 ・ 自家用車の利用は極力控え、近くには徒歩や自転車、遠方へは公共交通機関を利用するように心がけます。 ・ 自家用車の利用時は、アイドリングストップやエコドライブに努めます。 ・ 地元産の農産物や製品の購入を積極的に行い、地産地消に努めます。 ・ 森林や里山の保全・育成活動に参加します。 ・ 公園や緑地などの維持管理に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー設備の導入や調達、高効率機器の導入に努めます。 ・ 再生可能エネルギーの有効活用に向けた技術開発や導入を図ります。 ・ クールビズやウォームビズの実施を積極的に行います。 ・ 脱炭素化に向けた新たな商品や製品の提供を通して、ライフスタイルやビジネススタイルの転換に努めます。 ・ 水の再利用及び雨水利用などの節水行動に努めます。 ・ 地球環境問題や気候変動影響に関する知識習得を積極的に行います。 ・ 事業用車両の利用時は、アイドリングストップなどエコドライブを徹底します。 ・ 事務所の建て替えやリフォーム時には、地元産木材の使用に努めるなど、事務所の在り方を通して、グリーン経営に資する取組に努めます。 ・ 森林や里山の保全・育成活動に協力します。 ・ 公園や緑地などの維持管理に協力します。

基本目標 5 環境・経済好循環	環境を守り育てる仕組みを育むまちづくり
----------------------------------	----------------------------

近年、世界では、パリ協定の発効やSDGsなど、環境・経済・社会の統合的な向上に向けた目標があらゆる国、あらゆる主体の目標として掲げられています。

それらの目標に向けて、企業は舵を切り、自主的な取り組みを行っています。一方、それらの取り組みを後押しする仕組みとして、環境や社会に貢献する取り組みへの投資(ESG投資)が拡大しつつあります。

今後、これらの流れはますます加速していくものと推察される一方、新たな事業や取り組みへの転換は、初期投資を要したり、従来より高コストになったりするなどのリスクも抱えています。そのため、これらの取り組みを推進するためには、商品やサービスを選ぶ生活者が環境や社会の視点を持ち、選択していくことで、新たな事業活動を支えていく取り組みが求められています。

そこで、環境を守り育てる仕組みや経済活動が地域に浸透していくように、国や県等の情報を収集するとともに、地域の事業者の取り組みを把握し、市民の方へ積極的に情報発信を行っていきます。

●環境指標について●

<目標値を設定する指標について>

設定なし

<経年変化を把握する指標について>

エコツーリズム・グリーンツーリズムのメニュー数(件/年)
環境マネジメントシステム認証取得事業件数(累計)

コラム ESG投資、ファッション業界気候行動憲章について など

●施策について●

(1). 環境と産業の融合促進

① 環境と農商工の連携

- 化学合成農薬や化学肥料の使用を低減し、堆きゅう肥を活用した資源循環型農業の取組により、自然環境・生態系への負荷低減に配慮した環境創造型農業を推進します。
- 食産物直売所の活用などによる食料の地産地消の取組により、地域で生産された農産物を地域内で加工・流通・消費を行い、経済の地域内循環を促進します。
- 地域の環境資源を利活用した地域産業の創出・活性化に向けた調査研究に努めます。
- 金融機関や関係課と連携し、環境に関する経済界や国、県等の動きについて情報発信を行います。また、地域内事業者の取組を把握し、市民へ情報発信を行います。

② 地域資源を活かした産業の創出

- 自然環境や歴史文化などの地域固有の魅力を知ることにより、その価値や大切さを再認識し、地域の活性化に結び付けるため、各種団体と連携し、環境意識の高揚につながるエコツーリズムやグリーンツーリズムを実施するとともに、ツアーメニューの充実化を図ります。
- 恵まれた自然環境を有している本市の特性を活かしながら、市が主体で環境に配慮した活動を積極的に取り組むことにより、食品・環境・エネルギー(再エネ)関連企業の立地を促進し、地域産業が多様化する地域経済の基盤強化を推進します。

●市民・事業者の取組について●

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ● エコファーマー等の頑張っている農業者を支えるために、地元産の農産物を積極的に購入し、地産地消に努めます。 ● 再資源化素材製品の購入や使用に努めます。 ● 企業の立地及び操業に対する理解に努め、商品・製品の購入等により企業を応援します。 ● 観光資源となる自然環境の整備や保全に努めます。 ● 環境負荷の軽減に努力している事業者を応援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境創造型農業の取組みに努めます。 ● 安全、安心な農産物や製品を作ります。 ● 環境負荷の少ない、また再生資源素材を使用した製品づくりに努めます。 ● 市民の雇用創出等により地域住民との良好な関係構築に努めます。 ● 地域の観光資源に磨きをかけ集客し、交流人口の増加による地域活性化に努めます。

**基本目標6
人材育成**

環境の保全と創出に貢献する担い手を育むまちづくり

環境に配慮した生活を送るためには、すべての市民・事業者の方が自分事として、環境に幅広く関心を持ち、環境の大切さを理解したうえで、主役となり行動していくことが不可欠です。

あわせて、持続可能な地域づくりに向けては、次世代の育成や活動の継承も重要となります。さらに、これまで経験し得ない環境課題へ対応していくためには、「地域力(地域のつながり)」が重要となります。

そこで、地域環境や環境課題への関心を育むため、学習の機会の創出や普及啓発を進めるとともに、市民、事業者、地域コミュニティの活動を支援、推進を行います。

さらに、環境教育を通して地域環境の担い手の発掘・育成を図ります。

●環境指標について●

<目標値を設定する指標について>

項目	目標値
環境教育・学習の提供回数(回/年)	
環境教育・学習を受けた人数(人/年)	

※前年度より増加を目標値する。

<経年変化を把握する指標について>

設定なし

●施策について●

(1) 環境に関する学習・啓発の推進

① 地域環境への関心を育む(環境教育・学習/郷土教育の推進)

- 伝統的工芸品である播州毛鉤をはじめとした産業資源や各地域に伝わる伝統行事など、地域の自然環境や自然の恵みの中から創り出されてきた技術や祭礼などを、地域力を育む「地域の宝」と捉え、それらを継承するための活動を支援します。
- 食を生産する農業にふれあい、田畑の役割や作物の生産過程を理解し、また、食べ物を大切にする気持ちを養えるような食育・食農教育を推進します。その中で、地域の環境(水、土、空気、生物、周辺景観など)や様々な自然の恵みへの気付きの機会を与え、環境教育を効果的に推進します。
- 持続可能な社会形成に向けて脱炭素化に向けたライフスタイルの転換が重要であることから、エネルギーの生産から消費の在り方に関心を持つことは重要なことであるため、エネルギーを通じた環境教育・環境学習(エネ育)を推進します。

② 環境教育・学習の体制整備

- 学校園において、環境について考えることは極めて重要であるため、身近な環境に対して継続的に関心を持ち続け、行動できるように子どもたちの発達段階や教育目的に応じた環境教育・環境学習の体制を整備し、多種多様なメニューの構築など内容の充実化を図ります。
- 職場や自治会、各種団体などにおける環境教育・環境学習の機会づくりを促進し、市民に環境について幅広く考えてもらえる機会の創設や、西脇市民かんきょう大学の開催方法の検討など、環境教育・環境学習の場への裾野拡大に向けた体制整備や内容の充実化を図ります。また、関係機関とも連携し講師の派遣などの支援を行います。

③ 市内の環境情報の収集・発信

- 市ホームページや広報誌の内容の充実化を図り、市内外の環境関係情報の充実や暮らしに役立つ環境情報の収集を行い、随時情報発信を行います。

(2). 環境保全活動の促進

① 市民・事業者の環境保全・創出活動の支援

- 環境に配慮したまちづくりは環境意識の芽生えた環境市民と環境企業が主役であり、ライフスタイルや事業活動においても、常に環境を意識した行動がなされるよう啓発し、環境に配慮した持続可能なまちづくりを促進します。
- 環境保全への理解や取組の意識を高めるため、県など関係機関との連携により環境保全活動の様々な事例の紹介や活動場所の提供など普及啓発を図り、環境保全活動への積極的な参加を促進し、その活動を支援します。

② 地域コミュニティにおける環境活動の推進と支援

- 各地区が取り組む環境保全活動や関連イベントを促進し、支援します。また、各主体が共に協力・連携を図り、環境保全活動などに取り組めるような機会づくりを図ります。

③ 環境保全・創出活動の担い手育成

- 新たに地域に根ざした環境保全活動に取り組む人材や組織の発掘・育成に努め、その活動を支援します。また、環境保全活動に取り組んでいる人材並びに組織などとの情報交換を促進します。
- 次世代が活動しやすい環境づくりに努めます。

●市民・事業者の取組について●

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的・文化的資源を大切にし、後世に引き継いでいきます。 ・ 伝統的な技術、文化、行事の継承に努め、祭礼などの行事に積極的に参加します。 ・ 食育活動、食農教育、エネ育に関する場に積極的に参加し、協力します。 ・ 環境学習会や環境イベントへ積極的に参加し、協力します。 ・ 日々の暮らしの中で、環境に関する話題の話し合いに努めます。 ・ 市のホームページや広報誌などの各種メディアから環境情報を収集に努め、知識を深めます。 ・ 環境に関する様々な情報の提供や活動情報の提供や紹介など、情報公開に協力します。 ・ 地区まちづくり活動の一環として、森林ボランティア、クリーン作戦及び緑化活動等の環境保全活動に積極的に取り組み、常に環境に配慮した行動を心掛けます。 ・ 事業者や市などとも連携して環境保全に取り組みます。 ・ 商品購入やサービスを受けるときは、企業のCSR活動に対する理解に努め、社会に貢献する企業を応援するために、商品を優先的に購入します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的・文化的資源を大切にし、後世に引き継いでいきます。 ・ 伝統的な技術、文化、行事の継承に努め、祭礼などの行事に積極的に参加します。 ・ 食育活動、食農教育、エネ育など、環境教育・環境学習に関する場の提供に努めます。 ・ 環境保全の取組についての情報公開を行います。 ・ 従業員の環境保全に対する意識の高揚に向け、環境学習会や環境イベントへの参加を促進し、職場学習を推進します。 ・ 市のホームページや広報誌に掲載されている環境情報を活用します。 ・ 環境に関する様々な情報の提供や活動情報の提供や紹介などに協力します。 ・ 職場や地域での環境保全活動へ積極的に参加します。 ・ 従業員が環境保全活動に参加しやすい体制を作ります。 ・ 市民や市などとも連携して環境保全に取り組みます。 ・ 企業のCSR活動への取組に関する情報を積極的に開示します。 ・ 市民への工場見学の受入など、可能な限り企業活動の理解増進に努めます。